

ぎふSDGs推進パートナー制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、SDGsの達成に向けた事業者の取組みを見える化し、促進する「ぎふSDGs推進パートナー制度」（以下「本制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（制度の趣旨）

第2条 本制度は、県内事業者がその事業活動とSDGsの関係について考え、自ら目標を設定してその達成に向けて取り組むことで、県内のSDGsの取組みが活性化し、持続可能な社会の実現に寄与することを目指すものとする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）事業者

岐阜県内に事業所等を有し、県内において事業活動を行う法人、団体または個人事業主

（2）中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者

（3）大企業

中小企業に該当しない会社

（4）みなし大企業

次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業

ア 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。

イ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。

ウ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。

エ その他大企業が実質的に経営を支配（大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など）する力を有すると考えられること。

（5）中小企業等

次に掲げるいずれかの事業者

ア 中小企業（みなし大企業を除く）

イ ア以外の事業者で、次に掲げるいずれかの事項に該当する者

（ア）資本金の額若しくは出資の総額が３億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については５，０００万円、卸売業を主たる事業とする事業者については１億円）を超えないこと。

（イ）常時雇用する労働者の数が３００人（小売業を主たる事業とする事業者については５０人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については１００人）を超えないこと。

（６）大企業等

中小企業等以外の事業者

（７）登録事業者

第７条の規定により、本制度の登録事業者として県に登録された事業者

（８）認証事業者

第９条の規定により、本制度の認証事業者として県に認証された事業者

（制度の区分）

第４条 本制度の登録事業者の区分は、シルバーパートナーとゴールドパートナーの２種類とする。

２ 本制度の認証事業者の区分は、プラチナパートナーの１種類とする。

（要件）

第５条 シルバーパートナーの登録は、次の各号のすべての要件に該当するものについて行うものとする。

（１）「清流の国ぎふ」ＳＤＧｓ推進ネットワークに加入している事業者であること。

（２）環境、社会、経済の各分野において、ＳＤＧｓの達成に向けて自ら行う重点的な取組みの指標、目標が設定され、それに向けた取組み実績があること。

（３）重点的な取組みとＳＤＧｓの１７のゴールのいずれかとの関連付けがなされていること。

（４）重点的な取組みが従業員に共有されており、かつ当該取組みを達成するための仕組みが組織内に構築されていること。

（５）重点的な取組みを自らのホームページ等で対外的に公表していること。

（６）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又

は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 過去において法令に違反した重大な事実がある、またはその他の理由で登録を受けることが適当でないと県が認める者でないこと。

2 ゴールドパートナーの登録は、次の各号のすべての要件に該当するものについて行うものとする。

(1) 前項各号のすべての要件に該当すること。

(2) 「SDGsの達成に向けた具体的な取組みチェックリスト(様式第3号)」に掲げる項目において、次の基準に該当すること。

ア 中小企業等については、ガバナンス、環境、社会、経済の各分野において2割以上、全体で6割以上の項目数を満たしていること。

イ 大企業等については、ガバナンス、環境、社会、経済の各分野において3割以上、全体で8割以上の項目数を満たしていること。

3 プラチナパートナーの認証は、次の各号のすべての要件に該当するものについて行うものとする。

(1) 前項各号のすべての要件に該当すること。

(2) 若者・女性に選ばれる魅力的な事業所として、サステナブル経営の推進に向けて自ら行う取組みの指標、目標が設定され、それに向けた取組み実績があること。

(3) 前号の取組みとSDGsの17のゴールのいずれかとの関連付けがなされていること。

(4) 第2号の取組みが従業員に共有されており、かつ当該取組みを達成するための仕組みが組織内に構築されていること。

(登録及び認証の申請)

第6条 シルバーパートナーの登録を申請する事業者は、次に掲げる書類を知事が定める期間内に知事に提出するものとする。

(1) ぎふSDGs推進パートナー登録（更新）申請書（様式第1号）

(2) SDGsの達成に向けた重点的な取組み宣言書（様式第2号）

(3) その他知事が必要と認める書類

2 ゴールドパートナーの登録を申請する事業者は、次に掲げる書類を知事が定める期間内に知事に提出するものとする。

(1) ぎふSDGs推進パートナー登録（更新）申請書（様式第1号）

(2) SDGsの達成に向けた重点的な取組み宣言書（様式第2号）

(3) SDGsの達成に向けた具体的な取組みチェックリスト（様式第3号）

(4) その他知事が必要と認める書類

3 プラチナパートナーの認証を申請する事業者は、次に掲げる書類を知事が定める期間内に知事に提出するものとする。

(1) ぎふSDGs推進パートナー認証（更新）申請書（様式第4号）

(2) SDGsの達成に向けた重点的な取組み宣言書（様式第2号）

(3) SDGsの達成に向けた具体的な取組みチェックリスト（様式第3号）

(4) 若者・女性に働き先として選ばれるサステナブル経営の推進に向けた取組み宣言（様式第5号）

(5) その他知事が必要と認める書類

（登録の実施）

第7条 知事は、前条第1項の申請が第5条第1項の登録の要件を満たすと認めるときは、当該申請をした事業者をシルバーパートナーとして、前条第2項の申請が第5条第2項の登録の要件を満たすと認めるときは、当該申請をした事業者をゴールドパートナーとして、それぞれ登録する。

2 知事は、第5条第2項第1号の要件を満たし、同項第2号の要件を満たさない事業者を、同条第1項の要件を満たしたものとして取り扱うことができる。

（認証の審査）

第8条 知事は、第6条第3項の規定による認証の申請があったときは、その内容の審査を「ぎふSDGs推進パートナー認証事業者審査会」（以下「審査会」という。）に付するものとする。

2 審査会は、申請書類について審査し、その結果に基づき認証候補事業者を選定し、その結果を知事に報告するものとする。

（認証の決定）

第9条 知事は、前条第2項の規定による審査会の報告等を踏まえ、認証の可否を決定するものとする。

2 知事は、第5条第3項の認証要件に適合すると認めるときは、申請事業者を認証するものとする。

3 知事は、認証しないことを決定したときは、その旨を申請事業者に通知するものとする。

(登録証及び認証書の交付等)

第 10 条 知事は、第 7 条によりシルバーパートナー又はゴールドパートナーに登録した事業者に対し登録証を、前条によりプラチナパートナーに認証した事業者に対し認証書をそれぞれ交付し、別記のオリジナルロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用を認めるものとする。

2 ロゴマークの使用方法等の取扱いについては、県が別に策定するガイドラインによるものとする。

3 知事は、第 7 条による登録又は前条による認証をしたときは、県ホームページ等において公表するものとする。

(登録等の有効期間及び更新)

第 11 条 登録及び認証の有効期間は、登録及び認証を行った日から起算して 3 年を経過する日の属する月の末日までとする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き登録及び認証を受けようとする事業者は、更新を受けるものとする。ただし、知事は、認証を受けた事業者について、従前の認証期間中、正当な理由なく第 12 条の報告を怠ったときは、更新を行わないことができる。

3 前項の更新手続きを申請する事業者は、知事が定める期間内に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出するものとする。

(1) シルバーパートナー 第 6 条第 1 項各号に掲げる書類（同項第 2 号及び第 3 号にあっては、従前の登録の申請時に提出したものから変更がある場合に限る。）

(2) ゴールドパートナー 第 6 条第 2 項各号に掲げる書類（同項第 2 号から第 4 号までにあっては、従前の登録の申請時に提出したものから変更がある場合に限る。）

(3) プラチナパートナー 第 6 条第 3 項各号に掲げる書類（同項第 2 号から第 5 号までにあっては、従前の認証の申請時に提出したものから変更がある場合に限る。）

4 第 5 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条の規定は、前項の更新手続きについて準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「前条第 1 項」及び「前条第 2 項」とあるのは「第 11 条第 3 項」と、第 9 条第 2 項中「第 5 条第 3 項の認証要件」とあるのは「第 5 条第 3 項及び第 11 条第 2 項ただし書きの認証要件」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 第 8 条の規定は、第 3 項第 3 号の更新手続きについて準用する。ただし、従前の認証から内容の変更がない場合については、この限りでない。この場

合において、第8条第1項中「第6条第3項」とあるのは、「第11条第3項」と読み替えるものとする。

- 6 第2項の更新手続きの申請が従前の有効期間の満了の日の30日前までになされた場合において、従前の有効期間の満了の日までに登録及び認証の更新がなされないときは、従前の登録及び認証は、従前の有効期間の満了後も当該更新がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

（取組みの進捗状況報告）

第12条 認証事業者は、認証の日から1年が経過するごとに、知事が指定する期間内に、第5条第3項第2号の取組みの進捗状況を「ぎふSDGs推進パートナー取組状況報告（様式第6号）」により、知事に報告するものとする。

（登録及び認証の変更）

第13条 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、「ぎふSDGs推進パートナー登録・認証内容変更申請書（様式第7号）」を知事へ提出するものとする。

- 2 認証事業者は、認証内容に変更が生じたときは、「ぎふSDGs推進パートナー登録・認証内容変更申請書（様式第7号）」を知事へ提出するものとする。

- 3 前項の変更については、第6条第3項第1号の記載事項など軽微な変更を除き、第8条及び第9条の規定を準用する。

（登録及び認証の辞退）

第14条 登録事業者及び認証事業者は、登録及び認証の辞退をしようとするときは、「ぎふSDGs推進パートナー辞退届（様式第8号）」を知事へ提出するものとする。

（登録及び認証の取消）

第15条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第10条に定める登録証及びロゴマークの使用を中止させることができる。

- (1) 虚偽または不正な手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) 登録内容について、実態がないことが判明した場合
- (4) その他、登録事業者として適当でないと県が認める場合

- 2 知事は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認

証を取り消し、第 10 条に定める認証書及びロゴマークの使用を中止させることができる。

(1) 前項各号に該当するとき

(2) 正当な理由なく第 12 条に定める取組みの進捗状況の報告の提出を怠ったとき

3 前項の認証の取り消しにあたっては、知事は必要に応じ、審査会の意見を聞くことができる。

4 知事は、第 1 項及び第 2 項の取り消しを行った場合は、当該取り消しを受けた事業者に対し、その理由を付して書面で通知するものとする。

(調査)

第 16 条 知事は、申請事業者が第 5 条の要件を満たしていることを確認するため、必要に応じて当該事業者に対し聴き取り及び現地調査を実施するほか、必要書類等の提出を求めることができるものとする。

2 知事は、取組状況等の確認をするため、必要に応じて登録事業者及び認証事業者に対して聴き取り及び現地調査を実施するほか、必要書類等の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に規定するもののほか、本制度の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

(別記)

シルバーパートナー用ロゴマーク	
	
	
ゴールドパートナー用ロゴマーク	
	
	

プラチナパートナー用ロゴマーク

